

平成24年5月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 檜 山 竜 一
平成24年(ハ)第69号 不当利得返還請求事件
口頭弁論終結日 平成24年4月24日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

横浜市

被 告

同代表者代表取締役

田 邊 一 隆

ライフカード株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、73万8403円及びこれに対する平成23年12月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、92万7848円及びうち83万8496円に対する平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 請求原因の要旨

- 1 原告が、株式会社ライフとの平成12年3月8日付け金銭消費貸借契約に基づき同日から平成23年11月4日まで別紙計算書記載のとおり借入及び弁済を繰り返していたところ利息制限法所定の制限利率により引き直し計算すると、83万8496円の過払金が生じた。
- 2 被告は、平成23年7月1日に株式会社ライフから会社分割され同ライフが

ら本件取引に係る権利義務を承継した。

- 3 したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、その過払金及び被告は不当利得につき悪意の受益者であるとして民法所定の年5分の割合による利息金の各支払請求。

第3 争点

民法704条の悪意の受益者の成否及び利息の発生時期

第4 当裁判所の判断

- 1 証拠及び弁論の全趣旨によれば請求原因の要旨記載の別紙計算書の年月日欄に記載されている借入額及び返済額について認めることができる。
- 2 被告は、原告に対し、平成23年12月22日現在で18万8871円の立替金債権を有していることは当事者間に争いがなく、同日を相殺適状日として相殺する旨の意思表示を平成24年4月24日（第1回口頭弁論期日）にしたことは当裁判所に顕著な事実である。

相殺後の過払金は、別紙計算書記載のとおり73万8403円である。

- 3 民法704条の悪意の受益者の成否及び利息発生時期（争点）

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する利息の契約は、超過部分について無効である。しかし、登録を受けた貸金業者（以下「貸金業者」という。）については、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務弁済として受領することができる。そうしてみると、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分認識しているものというべきである。そうすると、貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者が同項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、

民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

本件において、被告が貸金業法43条1項のみなし弁済が成立するためには、支払いの任意性のほか契約締結時に法定要件を満たした17条書面を遅滞なく、また弁済を受ける都度、法定の要件を満たした18条書面を直ちに原告に交付されていることが必要であるところ、それらの書面が原告に交付されたことを認めるに足りる証拠はなく、その他、被告が貸金業法43条の適用があると認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情は認められないから、被告は、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

貸主が悪意の受益者である場合における民法704条所定の利息は、過払金発生時から発生する（最高裁判所平成21年7月17日第二小法廷判決）ので、請求原因の要旨記載の利息を認めることができる。

第5 結論

よって、原告の請求は主文の限度で理由がある。なお、仮執行免脱の宣言については相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁 判 官 中 島 哲 夫

これは正本である。

平成24年5月25日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官 檜 山 竜

